

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月29日
【会社名】	前澤化成工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪田 政弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目 7 番 1 号
【電話番号】	(03)5962 - 0711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員管理本部長 伊東 正博
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目 7 番 1 号
【電話番号】	(03)5962 - 0711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員管理本部長 伊東 正博
【縦覧に供する場所】	前澤化成工業株式会社 北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目20番) 前澤化成工業株式会社 関西支店 (大阪市中央区安土町三丁目 3 番 9 号) 前澤化成工業株式会社 中部支店 (名古屋市中区錦二丁目 9 番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第63回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 配当総額226,067,265円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、窪田政弘、久保淳一、伊東正博、茂木達宏、青木和久、大屋隆司および加藤真美を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、山田隆文および佐竹正幸を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、篠崎正巳を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額300百万円以内（うち社外取締役18百万円以内）」に改める。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	131,093	970	0	（注）1	（注）2 可決（97.937%）
第2号議案				（注）1	（注）2
窪田 政弘	89,352	42,711	0		可決（66.753%）
久保 淳一	119,418	12,645	0		可決（89.215%）
伊東 正博	119,418	12,645	0		可決（89.215%）
茂木 達宏	123,745	8,318	0		可決（92.447%）
青木 和久	124,994	7,069	0		可決（93.380%）
大屋 隆司	126,546	5,517	0		可決（94.540%）
加藤 真美	130,106	1,957	0		可決（97.199%）
第3号議案				（注）1	（注）2
山田 隆文	122,602	9,461	0		可決（91.593%）
佐竹 正幸	128,640	3,423	0		可決（96.104%）
第4号議案				（注）1	（注）2
篠崎 正巳	128,671	3,392	0		可決（96.127%）
第5号議案	127,035	4,897	131	（注）1	（注）2 可決（94.905%）
第6号議案	129,103	2,960	0	（注）1	（注）2 可決（96.450%）

（注）1．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の、議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の、議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。